

後期高齢者医療制度の 新しい保険証をお届けします

- 平成26年8月1日からは、同封した「**藤色**」の**保険証**をご使用ください。
お医者さんにかかるときは、この保険証を必ず窓口で見せてください。
- 8月1日以降は、今までお使いの「**オレンジ色**」の保険証は無効となり使えなくなります（無効となった保険証をご自分で処理するときは、細かく裁断するなどして、個人情報知られないよう十分ご注意ください）。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

世帯全員が住民税非課税の人は、申請をすることにより減額認定証の交付を受け、病院などに入院・通院された場合、保険証とあわせて病院などの窓口で提示することで、自己負担限度額及び標準負担額（食事代など）が、各区分に応じた額に減額されます。

交付された減額認定証は、必ず入院・通院時または入院した月の月末までに病院などの窓口で提示してください。

なお、**減額認定証が交付されていないと、上記の減額は適用されません**ので、次の「対象者」に該当される人で、減額認定証が必要な人は、「**手続方法**」をご確認ください。

1) 対象者：

「世帯全員が住民税非課税」の人
(所得区分が低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰの人)

◇**所得区分については、同封の小冊子8ページをご覧ください。**

2) 手続方法

○既に減額認定証をお持ちの人

現在交付されている減額認定証の有効期限は、平成26年7月31日です。

8月以降も「対象者」に該当する人は、自動更新されますので、申請の必要はありません。

なお、今回保険証に同封されていない人は、8月末までにお住まいの市町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

○減額認定証をお持ちでない人

現在、減額認定証をお持ちでなく、左記の「**対象者**」に該当される人は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口に申請してください。

(申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代などの減額が適用されるのは申請された月の初日からとなりますので、ご注意ください。)

◇**負担額については、同封の小冊子10・12ページをご覧ください。**

ジェネリック医薬品をよく知って上手に活用しましょう

医師の処方に基づき調剤される医療用薬品のうち、新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に承認を得て販売される、同じ主成分・同等の効果を持つ薬を「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」といいます。

ジェネリック医薬品は、開発の期間や費用を抑えられるため、薬価は新薬より低く設定されています。

○まずは医師に尋ねましょう

ジェネリック医薬品に替えられるか、まず医師にお尋ねください。新薬が良いと判断された場合でも、その理由を確認することが、自ら薬を選択する第一歩です。

○薬局の薬剤師に相談しましょう

薬剤師に、価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴について納得がいくまで相談し、自分にあった薬を選びましょう。

マナーを守って受診しましょう

休日や夜間に救急病院を受診する人が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。

救急医療はあくまでも急病時のためのものです。

日頃から自分の症状を把握し、相談できる「かかりつけのお医者さん」を持ち、具合が悪いときは早めの受診を心掛けましょう。

また、同じ病気で複数の医療機関に同時期にかかる重複受診は控えましょう。

保険料の通知について

○平成26年度の保険料は、8月に決定します

保険料に関する通知は、お住まいの市町から送付されます。

なお、すでに年金からの差し引き（特別徴収）により保険料を4・6・8月に仮徴収されている人についても、改めて保険料に関する通知をします。ただし、今年の6月及び7月に後期高齢者医療制度に加入した人については、9月に保険料に関する通知をします。

保険料の算出について

○保険料率が改定されました

保険料率は、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。

平成26・27年度の保険料率は以下のとおりです。

	24・25年度	26・27年度
所得割率	7.39%	7.57%
均等割額	37,900円	38,500円
賦課限度額	55万円	57万円

○年間保険料は以下のとおり算出します

所得割額 (被保険者の総所得金額等－33万円) × 7.57%・・・㊦

均等割額 38,500円・・・㊧

年間保険料 ㊦+㊧(賦課限度額 57万円)

※所得割額は、前年中の所得金額（平成26年度は平成25年中の所得金額）を基に算出します。

※年度途中で加入（喪失）された場合は、月割りにて算出します。

保険料軽減措置について

○所得が低い人に対する軽減

世帯の所得水準に合わせ、次のとおり軽減されます。

- ・均等割額に対する軽減

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
① (33万円+45万円×被保険者数)以下のとき	2割
② (33万円+24.5万円×被保険者数)以下のとき	5割
③ 33万円以下のとき	8.5割
④ ③の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合	9割

※軽減の判定時には、保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金等に係る所得からは、さらに15万円を控除します。

- ・所得割額に対する軽減

(被保険者本人の所得－33万円)の額	軽減の割合
58万円以下	5割

○被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社などの健康保険の被扶養者」であった人は、所得割がかからず、均等割が9割軽減されます。

保険料の納め方

○保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります

特別徴収	年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。 年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。
普通徴収	特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。 納付書は、お住まいの市町から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

○保険料の納付は、年金からの差し引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）へ変更することができます

口座振替を希望される場合は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続きの時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

◇詳しくは同封の小冊子19・20ページをご覧ください。

○便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください

新しく後期高齢者医療制度に加入した人や、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続きをしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続きをしておきましょう。

○保険料は、病院や薬局へ支払われる皆様の医療費へ充てられています

皆様に納めていただく保険料は、安定的な医療制度を維持していくために不可欠ですので、納め忘れのないように納期限までの納付をお願いします。

また、事情があつて保険料の納付が困難なときなど、納付に関することはお住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。